

平成 19 年 9 月 20 日

各 位

会社名 アイティメディア株式会社
U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>
代表者名 代表取締役社長 大槻 利樹
(コード番号:2148 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 工藤 靖
(TEL 03 - 5293 - 2612)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定ならびに当社第8回定時株主総会に基づき、取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして割り当てる新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当日である平成19年11月1日に決定する予定であります。

記

1. ストックオプションを発行する理由

当社の取締役及び従業員に対して、当社の株価と当社の取締役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役 3 名に 70 個、当社の従業員 20 名に 220 個、合計 23 名に 290 個の新株予約権を割当てる。

なお、申込みがあった人数または新株予約権の数が前述の数に達しない場合は、その申込みのあった人数及び数をもって、割り当てる人数及び新株予約権の数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 290 株

前述の数は、割当予定の新株予約権の目的となる株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数すなわち

発行する新株予約権の総数に新株予約権1個あたりの目的となる株式の数1株を乗じた数を新株予約権の目的となる株式の数とする。

当社が、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

290 個

(新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

前述の総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法

金銭の払込みを要しない。ただし、有利発行には該当しない。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1株あたりの金額(以下「行使価額」という)は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、その他行使価額の調整を行うことが適切であると認められる場合には、当社が必要と認める調整を行うものとする。(注1)

(6) 新株予約権の行使期間

平成22年11月2日～平成25年11月1日

(7) 新株予約権の行使条件

①対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

a.平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。

b.上記a.経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。

c.上記b.経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使

することができる。

②新株予約権の割当を受けた者(以下「対象者」という)が権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

③対象者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める条件により、相続人がこれを行行使することができる。

④対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

(8) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号

①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権について無償で取得することができるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定められる新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行使の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に基づいて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

上記(9)に基づいて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成 19 年 11 月 1 日

注1 新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」および「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

以上